

浜松市条例第18号

浜松市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。
- (4) 2次被害 犯罪等による直接的な被害を原因として犯罪被害者等が受ける経済的損失、精神的苦痛、心身の不調、プライバシー侵害等の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有している。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、2次被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための必要な施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深めるとともに、市が実施する犯

罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与できるようにするため、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。
(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。
(見舞金等の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等のうち市長が必要と認める者に対し、見舞金等の支給を行うものとする。

(心理的外傷からの回復)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷から回復できるようにするため、医療機関等適切な機関の案内その他必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携を図り、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が、犯罪被害者等が置かれている状況、2次被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるようにするため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他必要な施策を講じるものとする。

(支援の制限)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成21年浜松市条例第64号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(土地及び建物の適正管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>(犯罪被害者等のための施策)</u></p> <p>第16条 市は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の支援を行う関係団体及び関係機関等と緊密な連携を図り、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p> | <p>(土地及び建物の適正管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。